

外国人雇用制度の概要と課題

2025年4月

株式会社ひろぎんホールディングス
経済産業調査部

項目		内容	ページ
はじめに			2
Ⅰ	広島県の外国人労働者の概況	1. 全体の状況	3－4
		2. 技能実習生の状況	5－6
		3. 特定技能の状況	7－8
Ⅱ	技能実習・特定技能制度の概要	1. 制度の沿革	9
		2. 技能実習	10－15
		3. 特定技能	16－22
Ⅲ	外国人雇用制度の改定と課題	1. 育成就労への移行	23－26
		2. 外国人雇用のトータル課題	27－29
おわりに			30

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。

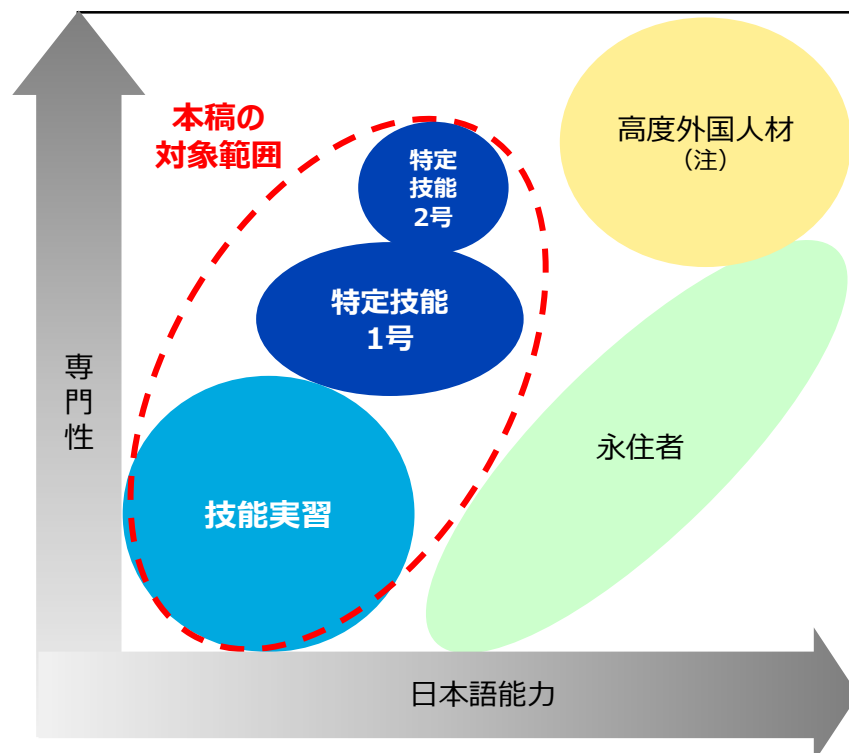
- 外国人の入国や滞在に関する条件や手続きは、「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」）で規定され、外国人が在留する際には29種類の在留資格のいずれかを取得する必要がある。このうち「就労が認められる在留資格（活動制限あり）」は19種類で、ここに「技能実習」も含まれるが、2024年6月の「入管法」改正により、2027年には「技能実習」に代わって新たな外国人労働者受入制度「育成就労」が創設される。
- そこで、以下本稿では、広島県を中心に、「技能実習」ならびに、技能実習からの移行先としての「特定技能」の動向を概観した後、両制度の概要と「育成就労」を含めた今後の課題などについて整理した。

日本の在留資格一覧

分類	在留資格名
就労が認められる 在留資格 (活動制限あり) 19種類	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、 経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、 技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、 介護、興行、技能、 特定技能 技能実習 専門的・技術的分野 非専門的分野
身分・地位に基づく 在留資格 (活動制限なし) 4種類	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、 定住者
就労の可否が指定され る活動によるもの 1種類	特定活動 (ワーキングホリデー、海外インターンシップ等)
就労が認められない 在留資格 5種類	文化活動、短期滞在、留学（注）、研修、家族滞在

（注）留学生の就労は「資格外活動許可」を申請することで週28時間まで認められている
（資料）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」より
当部作成

技能実習・特定技能のポジショニングイメージ



（注）高度外国人材：明確な定義はないが、一般には「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」など、高度な専門知識や技能を有し特定分野で高い能力を発揮する人材をいう

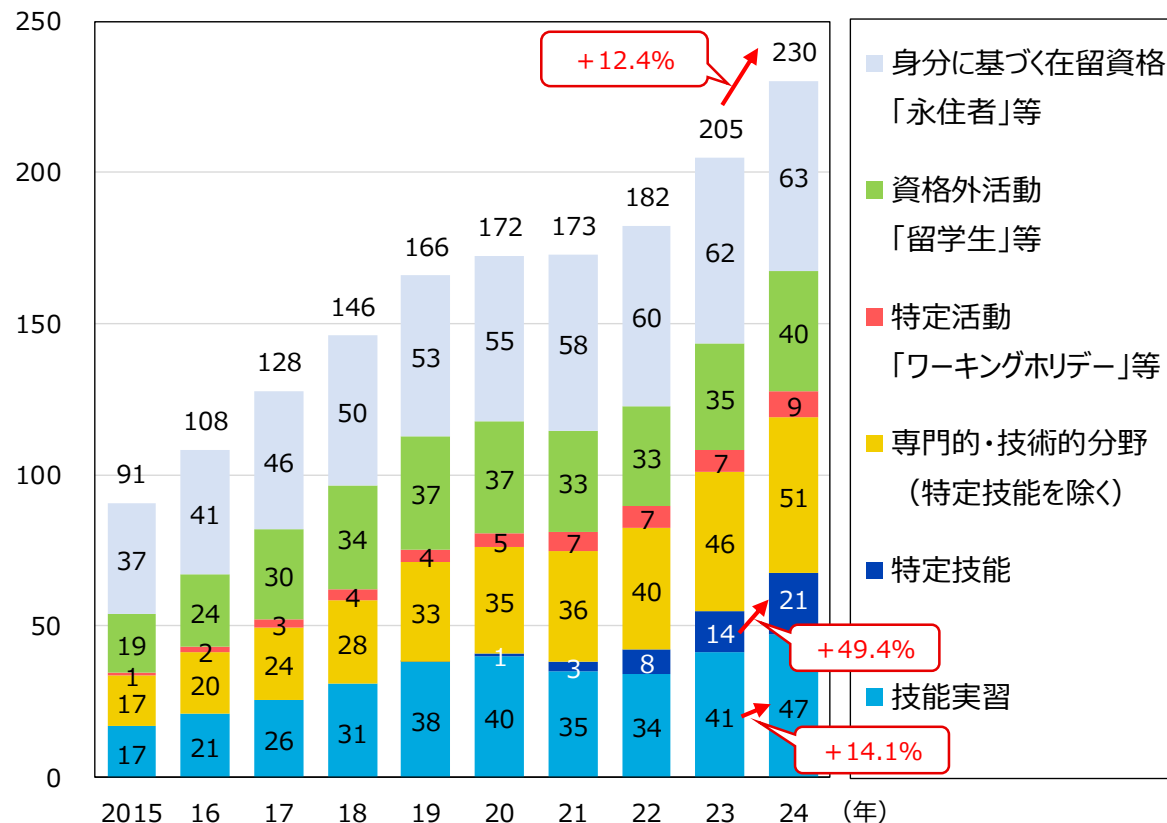
（資料）各種資料より当部作成

- 全国の外国人労働者数は一貫して増加傾向を辿り、2024年には過去最高の230万人（前年比+12.4%）に達している。
- 広島県の外国人労働者数もコロナ禍を除いてほぼ一貫して増加し、2024年には48千人（同+10.1%）と、全国同様、過去最高となっている。このうち、技能実習は19千人（同+8.9%）に、特定技能は7千人（同+53.6%）に増加しており、両資格が広島県の外国人労働者全体に占める割合は54.2%と、全国（29.6%）を大きく上回っている。

外国人労働者数の推移

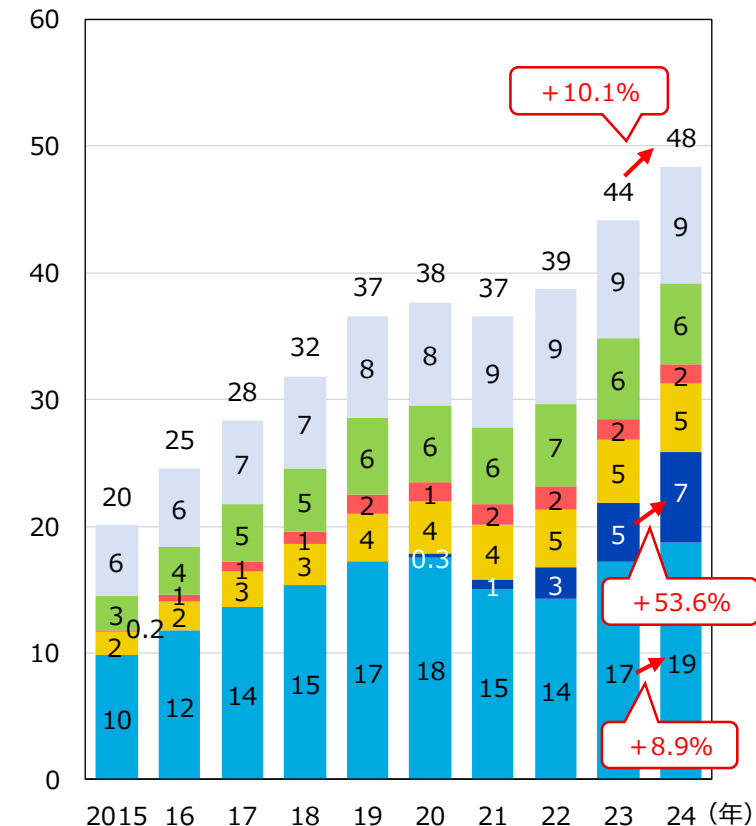
(万人)

【全国】



(千人)

【広島県】



- 2024年の外国人労働者数を都道府県別にみると、東京都が58.6万人で最も多く、愛知県（23.0万人）、大阪府（17.5万人）などと続いており、広島県は4.8万人（全国シェア2.1%）で第12位に位置している。
- 在留資格別では、広島県は技能実習が第7位（同4.0%）、特定技能が第10位（同3.4%）と、ともに上位に位置しているが、その一方で、専門的・技術的分野（特定技能を除く）は東京都が4割超を占めて突出しており、広島県は第15位（同1.0%）にとどまっている。

外国人労働者数の都道府県ランキング（2024年）

【全体】

(人、%)

順位	都道府県	労働者数	全国シェア
1	東京	585,791	25.4
2	愛知	229,627	10.0
3	大阪	174,699	7.6
4	神奈川	134,101	5.8
5	埼玉	120,062	5.2
6	千葉	92,516	4.0
7	静岡	81,560	3.5
8	福岡	76,199	3.3
9	兵庫	66,165	2.9
10	茨城	61,909	2.7
11	群馬	56,938	2.5
12	広島	48,351	2.1
13	北海道	43,881	1.9
14	岐阜	43,733	1.9
15	三重	37,091	1.6
16	栃木	35,569	1.5
17	京都	34,786	1.5
18	長野	27,834	1.2
19	岡山	26,676	1.2
20	滋賀	24,990	1.1

【技能実習】

(人、%)

順位	都道府県	労働者数	全国シェア
1	愛知	45,048	9.6
2	東京	32,174	6.8
3	大阪	27,557	5.9
4	埼玉	22,183	4.7
5	茨城	19,445	4.1
6	千葉	19,318	4.1
7	広島	18,737	4.0
8	北海道	18,474	3.9
9	神奈川	18,371	3.9
10	福岡	18,279	3.9
11	静岡	16,977	3.6
12	岐阜	15,312	3.3
13	兵庫	14,555	3.1
14	群馬	12,454	2.6
15	三重	10,876	2.3
16	熊本	10,758	2.3
17	岡山	10,279	2.2
18	栃木	9,006	1.9
19	長野	7,600	1.6
20	愛媛	7,553	1.6

【特定技能】

(人、%)

順位	都道府県	労働者数	全国シェア
1	東京	23,980	11.6
2	愛知	17,533	8.5
3	大阪	15,905	7.7
4	埼玉	10,989	5.3
5	千葉	10,875	5.3
6	神奈川	9,545	4.6
7	北海道	8,925	4.3
8	茨城	8,612	4.2
9	福岡	7,129	3.4
10	広島	7,118	3.4
11	兵庫	6,532	3.2
12	静岡	6,222	3.0
13	群馬	5,229	2.5
14	岐阜	4,120	2.0
15	長野	3,884	1.9
16	熊本	3,745	1.8
17	京都	3,720	1.8
18	栃木	3,618	1.7
19	香川	3,470	1.7
20	三重	3,401	1.6

【専門的・技術的分野】

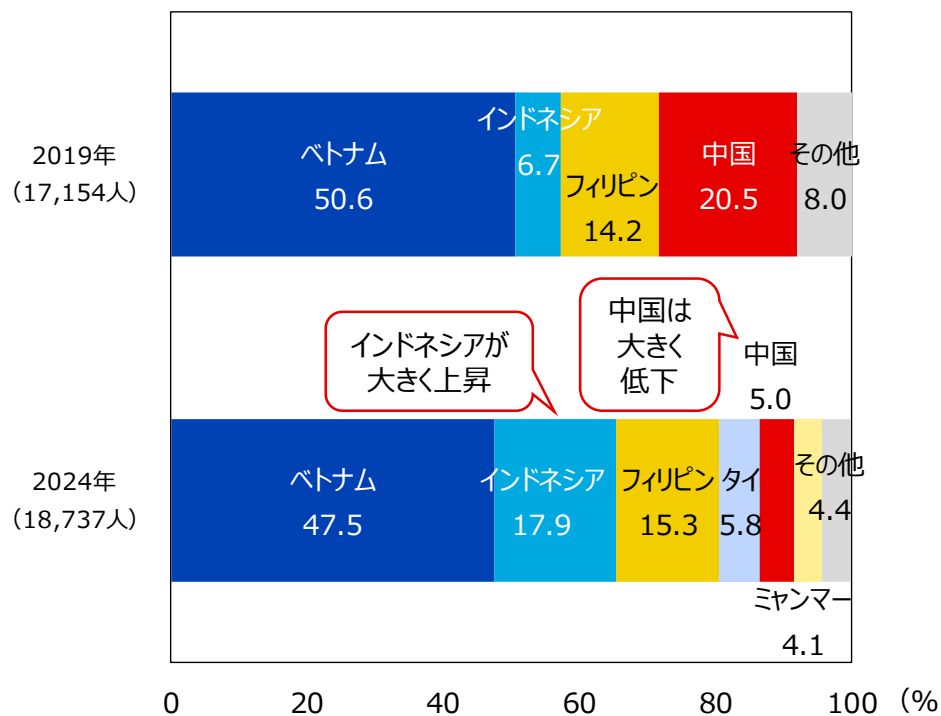
(人、%)

順位	都道府県	労働者数	全国シェア
1	東京	217,815	42.6
2	大阪	46,563	9.1
3	愛知	36,709	7.2
4	神奈川	33,370	6.5
5	埼玉	19,392	3.8
6	千葉	16,492	3.2
7	兵庫	12,992	2.5
8	福岡	12,677	2.5
9	静岡	10,424	2.0
10	茨城	9,404	1.8
11	京都	8,590	1.7
12	群馬	7,660	1.5
13	北海道	7,577	1.5
14	栃木	5,476	1.1
15	広島	5,363	1.0
16	三重	4,979	1.0
17	岐阜	4,802	0.9
18	滋賀	4,586	0.9
19	岡山	4,027	0.8
20	沖縄	3,793	0.7

(注) 専門的・技術的分野は特定技能を除く
(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

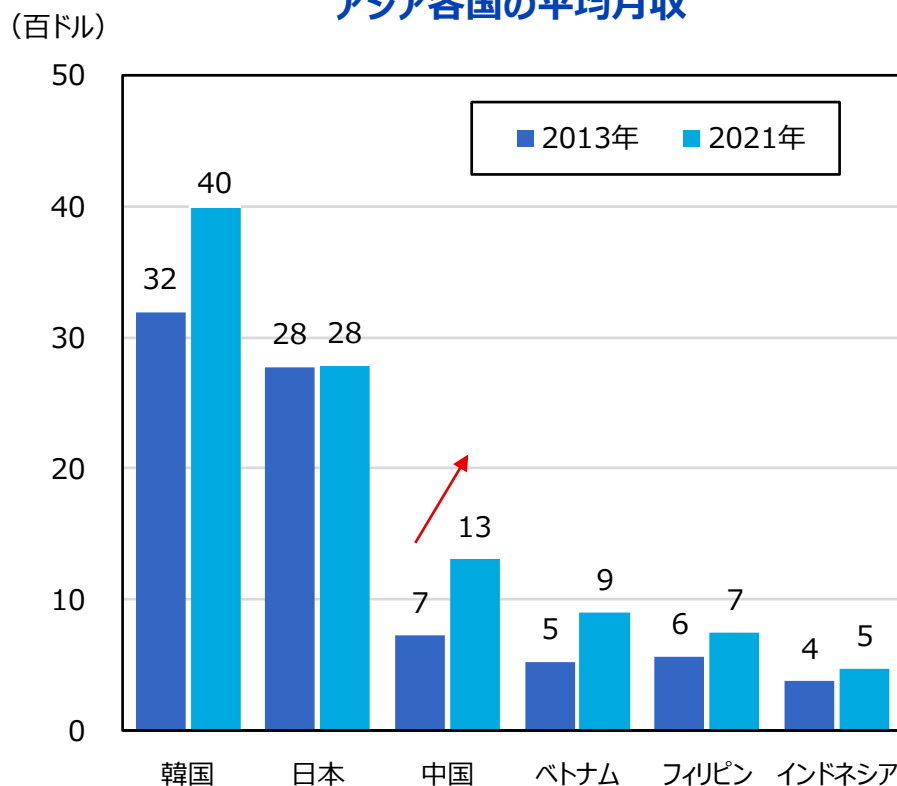
- 広島県における2024年の技能実習生の国籍別割合をみると、ベトナム（47.5%）が半数近くを占めて最も多く、インドネシア（17.9%）、フィリピン（15.3%）と続いている。この3カ国で全体の約8割を占めており、なかでもインドネシアの割合が2019年比大きく上昇している。
- なお、中国は2019年の20.5%から2024年は5.0%と大きく低下しているが、経済成長に伴う自国賃金の上昇と日本の長期に亘る経済停滞がその背景にあると考えられる。

広島県の技能実習生数（国籍別割合）



（資料）広島労働局「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

アジア各国の平均月収



（注）購買力平価（PPP）換算
 （資料）ILO「ILOSTAT」より当部作成

- 2024年の広島県の技能実習生数を業種別にみると、製造業が53.1%と過半を占め、建設（14.9%）、卸小売業（11.8%）と続いており、この3業種で全体の8割近くを占めている。ただし、製造業が2019年比▲11.8%と2桁の減少となる一方、製造業以外の業種では概ね増加しており、特に医療・福祉（同7.1倍）や宿泊・飲食（同+62.7%）、卸小売業（同+53.6%）、建設業（同+47.1%）では大きく増加している。
- なお、ハローワーク別では、広島、尾道など8カ所のハローワークで増加する一方、呉、福山、三原では減少している。造船・舶用工業など特定技能の導入が先行する地域で技能実習からの移行が進んでいることが要因の一つとして考えられる。

広島県の業種別の技能実習生数

(人、%)

	2019年		2024年		
		構成比		構成比	19年比
製造業	11,277	65.7	↓ 9,949	53.1	▲ 11.8
建設業	1,897	11.1	↑ 2,790	14.9	+47.1
卸小売業	1,436	8.4	↑ 2,206	11.8	+53.6
宿泊・飲食	51	0.3	↑ 83	0.4	+62.7
医療・福祉	134	0.8	↑ 947	5.1	7.1 倍
情報通信業	9	0.1	1	0.0	▲ 88.9
教育・学習支援	3	0.0	3	0.0	+0.0
その他	2,347	13.7	2,758	14.7	+17.5
合計	17,154	100.0	18,737	100.0	+9.2

(資料) 広島労働局「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

広島県のハローワーク別の技能実習生数

(人、%)

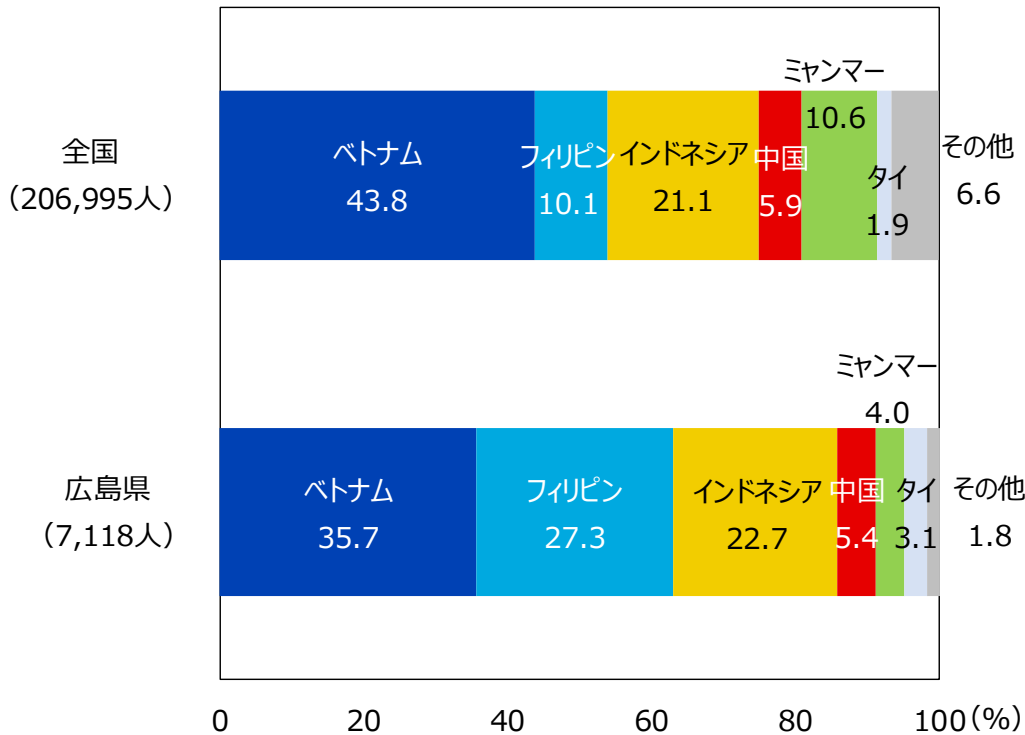
	2019年		2024年		
		構成比		構成比	19年比
広島	2,344	13.7	↑ 2,933	15.7	+25.1
広島西条	1,329	7.7	↑ 1,649	8.8	+24.1
呉	1,881	11.0	↓ 1,829	9.8	▲ 2.8
尾道	2,090	12.2	↑ 2,252	12.0	+7.8
福山	3,536	20.6	↓ 3,410	18.2	▲ 3.6
三原	836	4.9	↓ 618	3.3	▲ 26.1
三次	771	4.5	↑ 911	4.9	+18.2
可部	804	4.7	↑ 1,079	5.8	+34.2
府中	357	2.1	↑ 376	2.0	+5.3
広島東	2,438	14.2	↑ 2,822	15.1	+15.8
廿日市	768	4.5	↑ 858	4.6	+11.7
合計	17,154	100.0	18,737	100.0	+9.2

(注) ハローワーク別に届出のあった人数で、必ずしも実習地と一致しない
 (資料) 広島労働局「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

- 2024年の広島県の特定技能外国人数を国籍別にみると、技能実習同様、ベトナム、フィリピン、インドネシアの割合が高く、この3カ国で全体の9割近くを占めている。全国との比較ではフィリピンの割合が高い一方、ベトナムおよびミャンマーの割合が低い。
- 産業分野別には、尾道・福山・呉・三原地域を中心に、造船・舶用工業が33.4%を占め、全国（3.7%）を大きく上回って突出しており、飲食料品製造業、工業製品製造業（※）、介護と続いている。

（※）工業製品製造業：2022年に「素形材」、「産業機械」、「電気・電子」の3分野を統合

特定技能外国人数の国籍別割合（2024年）



（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

産業分野別の特定技能外国人数（2024年）

	全国		広島県	
		構成比		構成比
造船・舶用工業	7,616	3.7	2,376	33.4
飲食料品製造業	58,361	28.2	1,584	22.3
工業製品製造業	30,206	14.6	1,001	14.1
介護	37,956	18.3	787	11.1
建設	20,972	10.1	517	7.3
漁業	2,871	1.4	323	4.5
外食業	19,976	9.7	173	2.4
農業	20,440	9.9	172	2.4
自動車整備	2,399	1.2	131	1.8
ビルクリーニング	4,128	2.0	45	0.6
宿泊	1,137	0.5	5	0.1
航空	928	0.4	4	0.1
その他	5	0.0	0	0.0
合計	206,995	100.0	7,118	100.0

（注）「その他」は2024年に追加された4分野
（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

ハローワーク別・産業分野別の特定技能外国人数（2024年）

（人）

	全体	造船・船用 工業	飲食料品 製造業	工業製品 製造業	介護	建設	漁業	外食業	農業	自動車 整備	ビル クリーニング	宿泊	航空
尾道	1,543	1,074	261	49	69	39	0	8	40	2	1	0	0
福山	1,395	637	169	191	217	109	1	20	19	23	9	0	0
呉	879	295	150	162	43	32	184	6	6	0	0	1	0
広島	849	6	216	207	103	173	14	78	5	11	34	2	0
広島西条	553	134	150	68	97	42	22	6	15	18	1	0	0
広島東	538	0	154	124	71	41	40	30	10	62	0	0	4
三原	470	228	171	27	15	16	0	11	2	0	0	0	0
可部	318	0	136	46	81	31	0	0	17	7	0	0	0
廿日市	282	2	154	6	14	24	62	14	0	6	0	2	0
三次	183	0	11	88	29	7	0	0	46	2	0	0	0
府中	108	0	12	33	48	3	0	0	12	0	0	0	0
合計	7,118	2,376	1,584	1,001	787	517	323	173	172	131	45	5	4

（注）ハローワーク別に届出があった人数であり、必ずしも勤務地と一致しない
（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より当部作成

- 「技能実習」は、1960年代に海外の現地法人等で行われていた研修制度を起源としている。1993年に技能実習制度が、2009年に在留資格としての「技能実習」が創設された後、2017年には「技能実習法」が施行され、技能実習生の人権保護や労働環境の改善が進められてきた。
- 「特定技能」は2019年に創設された制度で、創設に伴い在留資格「特定技能」が新設された。中小規模事業者の人手不足が深刻化する中、3年の実習を終えた一定の専門性や技能を有する技能実習生が特定技能へ移行することで、長期に亘り在留することが可能となっている。
- さらに、2027年には、技能実習に代わって「人材育成と人材確保」を主目的とする「育成就労」が開始される予定である。

各制度の沿革

時期	技能実習制度	特定技能制度	育成就労制度
1960年代	研修制度（海外の現地法人などの社員教育）が起源		
1981年	「外国人研修制度」の創設		
1980年代	中小企業での外国人採用ニーズが高まる		
1990年	団体監理型の研修生受入れ開始 在留資格「研修」の創設		
1993年	「技能実習制度」の創設		
1990年代後半	実習生の劣悪な労働環境が問題になる		
2009年	「入管法」の改正、在留資格「技能実習」の創設 （労働関連法規の対象、最低賃金や社会保険の適用）	技能実習生が特定技能 へ移行することで、 より長期在留が可能に	
2017年	「技能実習法」の施行、外国人技能実習機構の設立 二国間の協力覚書（MOC）締結開始		
2019年		「特定技能制度」の創設	「実習」から「就労」へ
2024年	「入管法」の改正（技能実習→育成就労へ移行）	対象となる産業分野を拡大	
2027年（予定）	育成就労制度へ移行開始		育成就労法の施行
2030年（予定）	技能実習制度の終了		技能実習制度から完全移行

（資料）法務省資料等より当部作成

- 技能実習制度は「国際協力の推進」を目的に、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて知識や技能、技術を移転する仕組みである。受入企業は事前に、外国人技能実習機構から実習生ごとの「実習計画の認定」を受ける必要がある。
- 3年間で1号から2号の技能実習を良好に終えた実習生は、特定技能1号への移行が可能となる。特定技能の対象職種でない場合は技能実習3号を選択せざるを得ないが、その割合は技能実習生全体の5%程度にすぎず、多くの企業が3年計画で技能実習生を受け入れているとみられる。

技能実習制度の概要

定義	外国人にOJTを通じて技能を移転する仕組み
在留資格	技能実習1号・2号・3号
在留期間	基本は3年、最長5年 1号：1年目 2号：2～3年目 3号：4～5年目（優良な監理団体・実習者のみ可） 3年計画で実習生を受入
実習計画	・事前に実習生ごとの 実習計画の認定 を受ける ・計画に基づいて実習を行う ・技能検定への合格を目標とする 監理団体が仲介
外国人と受入企業とのマッチング	・ 監理団体 が技能実習生を受入れ（団体監理型） ・日本企業の現地法人等で受入れ（企業単独型）
送出機関	外国政府の推薦または認定を受けた機関
監理団体	営利を目的としない法人（許可制）
対象職種/作業	91職種167作業
基本人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり
転籍・転職	原則不可 （倒産等のやむを得ない場合や、2号から3号への移行時は可能）

（資料）法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」より当部作成

技能実習の流れ



（資料）法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」より当部作成

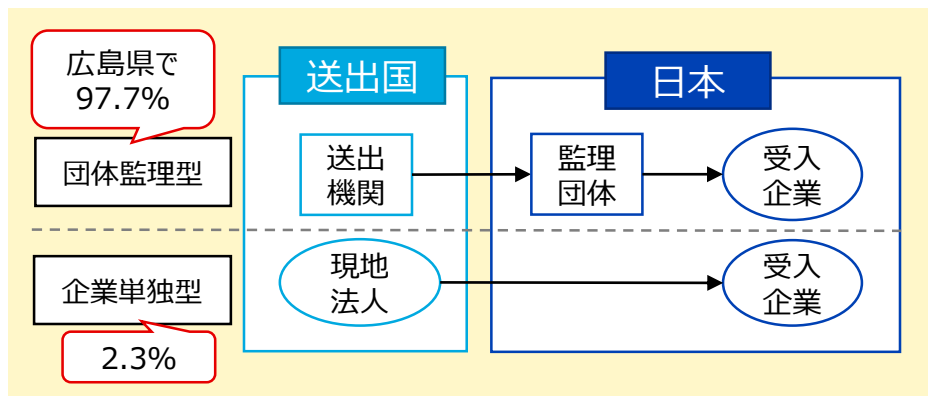
資格別にみた実習計画の認定件数（2023年度）

								(件、%)
1号と2号 で9割超	技能実習1号		技能実習2号		技能実習3号		合計	
		構成比		構成比		構成比		
全国	178,849	51.1	155,554	44.4	15,623	4.5	350,026	
広島県	6,168	50.6	5,406	44.3	626	5.1	12,200	

（資料）認可法人外国人技能実習機構「令和5年度外国人技能実習機構業務統計」より当部作成

- 技能実習生の受入方式には「団体監理型」と「企業単独型」があり、監理団体が海外の送出国と企業を仲介する「団体監理型」が主流である。受入可能な人数は職員規模に応じて決められており、7つの産業関係における91職種167作業が対象で、実習生は対象作業のみを行うことができる。
- 職種別の計画認定件数をみると、広島県では「7.その他」が約4割を占めており、「溶接」や「プラスチック成形」、「塗装」といった自動車関連などに多い職種の割合が高い。また、全国に比べて「2.漁業関係」、「5.繊維・衣服関係」の割合が高い。

実習生受入れの流れ



(資料) 認可法人外国人技能実習機構「令和5年度外国人技能実習機構業務統計」、法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」より当部作成

実習生の基本人数枠

受入企業の職員総数	301人以上	201人～300人	101人～200人	51人～100人
技能実習生の上限人数	常勤職員の20分の1	15人	10人	6人
受入企業の職員総数	41人～50人	31人～40人	30人以下	
技能実習生の上限人数	5人	4人	3人	

団体監理型の優良基準適合者は2倍

(資料) 法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」より当部作成

職種別の計画認定件数（2023年度）

(件、%)

	全国		広島県	
		構成比		構成比
1. 農業関係	25,077	7.2	306	2.5
2. 漁業関係	2,397	0.7	763	6.3
3. 建設関係	82,703	23.6	1,944	15.9
4. 食品製造関係	68,701	19.6	1,698	13.9
5. 繊維・衣服関係	20,157	5.8	931	7.6
6. 機械・金属関係	45,722	13.1	1,714	14.0
7. その他	105,269	30.1	4,844	39.7
溶接	17,552	5.0	1,619	13.3
プラスチック成形	15,048	4.3	863	7.1
介護	14,006	4.0	622	5.1
塗装	11,030	3.2	461	3.8
工業包装	12,382	3.5	288	2.4
合計	350,026	100.0	12,200	100.0

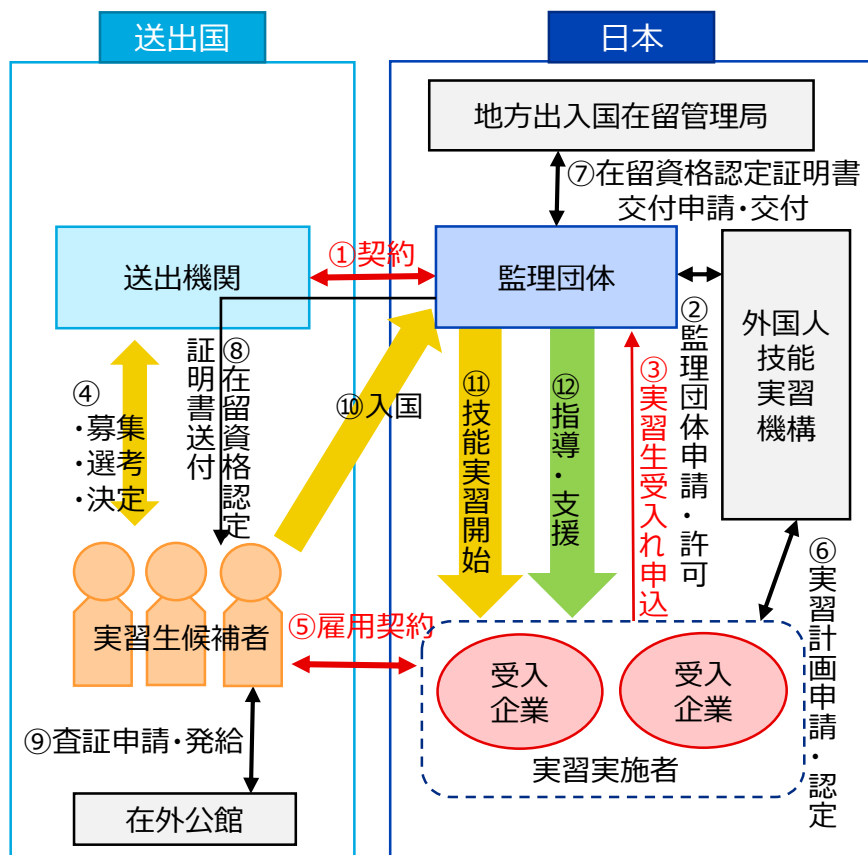
自動車関連に多い

(注) その他の職種は広島県で多い上位5職種

(資料) 認可法人外国人技能実習機構「令和5年度外国人技能実習機構業務統計」より当部作成

- 「団体監理型」では、受入企業が監理団体へ実習生受入れの申込みを行い、監理団体を通じて送出国が実習生の募集や選考を行う。そして、受入企業と実習生候補者が雇用契約を結び、受入企業が実習計画を作成して外国人技能実習機構から認定された後、在留資格の認定手続き等を経て技能実習を開始することができる。
- 雇用契約から実習開始まで、少なくとも6ヵ月以上かかるとされており、受入企業は計画的に手続きを進める必要がある。

団体監理型の受入手続きの流れ



①	送出国機関と監理団体の契約
②	監理団体が外国人技能実習機構へ許可申請（許可）
③	受入企業が監理団体へ実習生受入れ申込み
④	送出国機関が実習生の募集・選考・決定
⑤	受入企業と実習生候補者が 雇用契約
⑥	受入企業が外国人技能実習機構へ実習計画申請（認定）
⑦	監理団体が地方出入国在留管理局へ在留資格認定証明書交付申請（交付）
⑧	監理団体から送出国機関を通して実習生候補者へ在留資格認定証明書を送付
⑨	実習生候補者が査証を申請（発給）
⑩	実習生が入国
⑪	技能 実習開始
⑫	監理団体が受入企業の実習を指導・支援

6ヵ月
以上

（資料）法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」等より当部作成

- 2017年に「技能実習法」が施行され、技能実習の適正な実施と実習生の保護を図ることを目的に監理団体の「許可制度」が新設された。
- 監理団体は、送出機関と受入企業の仲介のほか、実習計画の作成指導や実習の実施確認、実習生からの相談対応等を行うとされており、技能実習1号・2号を監理する「特定監理事業」と、1号・2号に加えて3号も監理する“優良”と呼ばれる「一般監理事業」がある。
- なお、外国人技能実習機構の調査によれば、実習生1人当たりの監理費用は、初期費用が34万円程度、月額費用が2～3万円程度かかるが、監理団体によってサポートの体制や内容、負担する費用は異なることから、受入企業は自社に適した質の高い監理団体を見極める必要がある。

監理団体の概要

定義	技能実習生の受入れを支援し、適正な実習を監理する非営利の団体（事業協同組合、商工会等）
許可を受ける事業区分	・特定監理事業…1号と2号のみ実習監理が可能 ・一般監理事業…1～3号の実習監理が可能
許可要件	外国の送出機関との実習生の取次ぎに係る契約締結
設立根拠	技能実習法（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）
主な業務	①外国の送出機関と受入企業での 実習者の仲介 ②実習 計画 の作成指導 ③実習生 入国後の講習 の実施 ④実習の 実施状況の確認 ⑤技能実習生からの 相談対応

「優良」と呼ばれる

（注）事業協同組合：主に中小企業や個人事業主が共同で事業を行い、経済的利益を追求する組織

商工会：主に地域の商工業者が集まり、地域経済の発展を促進するための組織

（資料）法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」等より当部作成

監理費用（実習生1人当たり）と内訳

（円）

初期費用	月額費用			不定期費用
	1号	2号	3号	
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

費目	主な内訳
初期費用	募集・選抜に要する費用 来日する際の初回の渡航費 入国前後の講習に要する費用 入国後講習における手当 健康診断費用
月額費用	監査・訪問指導費用 送出機関に支払う費用
不定期費用	一時帰国に係る渡航費 帰国のための渡航費

（資料）認定法人外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等に関するアンケート調査結果について」（2021年）等より当部作成

- 2024年の全国の監理団体の総数は3,742件、うち一般監理団体が2,139件で57.2%を占めている。広島県は総数165件のうち一般監理団体が114件で7割近くを占めており、全国を大きく上回っている。
- 外国人技能実習機構のサイトでは最新の監理団体の一覧が掲載され、団体名や住所、受入国、職種などの情報が提供されている。ただし、実習の現地確認等の監理の実施状況や母国語通訳の存在などの支援体制のほか、過去の仲介実績等の情報は含まれていない。このため、特に外国人雇用の知識や経験のない企業における監理団体の情報収集は難しい状況にあり、技能実習を検討・開始する際の一つのハードルとなっている。

監理団体の件数（2024年）

	総数 (件)	特定 監理 団体	一般 監理 団体	構成比	技能実習 生数 (人)	1団体 当たり 実習生 数 (人)
全国	3,742	1,603	2,139	57.2%	470,725	125.8
広島県	165	51	114	69.1%	18,737	113.6
全国に 占める 割合	4.4%	3.2%	5.3%	—	4.0%	—

(注) 監理団体一覧（2025年2月27日時点）の許可日が2024年までの件数を集計
 (資料) 認定法人外国人技能実習機構「監理団体一覧」、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（2024年）」より当部作成

過去に実績がない団体、
活動していない団体等も
含まれている可能性があり、**要注意**

監理団体を選ぶ際の確認ポイント

	確認するポイント	内容
①	適切な支援体制	・実習の現地確認など監理の実施状況 ・支援拠点が近くにあるか ・母国語の通訳の存在 ・自社の業界に精通した人材の存在 ・実習生数に対するスタッフ人数は適切か ・制度の法的知識はあるか（行政書士等との連携） ・運営母体は何か ・監理費用は適切か
②	過去の実績	・職種別の仲介実績 ・国籍別の仲介実績 ・支援の実績（現地訪問等） ・技能検定の合格率
③	外国人労働者の質	・契約している送出機関の適性 ・現地での人選体制 ・現地の研修状況

(資料) 各種資料より当部作成

- 外国の「送出機関」は、「技能実習生を適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者」と定義されている。しかし、例えばベトナム等では、高額な手数料を実習生から徴収する機関が存在するなど、悪質な機関の存在が大きな問題となっている。
- このため政府は、「技能実習生に関するルールや手続きを明確化し、権利保護や適正な労働環境の確保を図る」ことを目的として、送出国との二国間で「技能実習に関する協力覚書（MOC）」（※）を締結しており、相手国政府は「適切な送出機関を認定する」取決めとなっている。
- 因みに、認定送出機関の登録数はミャンマー（445件）、インドネシア（443件）、ベトナム（438件）などが多いが、受入企業においても監理団体と契約している送出機関が、現地で質の高い人材を選び、労働条件を事前に丁寧に説明していることなどを確認することが大切である。

（※）MOC：memorandum of Cooperation（協力覚書）

外国の送出機関の概要

定義	技能実習生になろうとする者からの求職申込を適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者
具体的な組織事例	政府関連機関、教育関連機関（職業訓練校、大学、専門学校等）、商工会議所、人材派遣会社、業界団体、NPO等
要件	送出国の政府から適切な送出機関として認定を受けること

（資料）法務省、厚生労働省「外国人技能実習制度について」等より
当部作成

技能実習のMOC締結国と認定送出機関登録数

No.	国名	MOC 締結年	認定 送出機関 登録数 (24年3月末)	No.	国名	MOC 締結年	認定 送出機関 登録数 (24年3月末)
1	ベトナム	2017	438	9	ミャンマー	2018	445
2	カンボジア	2017	103	10	ブータン	2018	1
3	インド	2017	30	11	ウズベキスタン	2019	8
4	フィリピン	2017	252	12	パキスタン	2019	81
5	ラオス	2017	26	13	タイ	2019	55
6	モンゴル	2017	70	14	インドネシア	2019	443
7	バングラデシュ	2018	81	15	ネパール	2024	-
8	スリランカ	2018	111	16	東ティモール	2024	-

（注）締結順に掲載、黄色は認定送出機関登録数の上位5カ国

（資料）厚生労働省資料、認可法人外国人技能実習機構「令和5年度外国人技能実習機構業務統計」より当部作成

- 「特定技能」は、人材の確保が困難な産業分野に「即戦力」の外国人を導入することを企図して設けられた在留資格で、2019年4月より受入れが開始された。1号と2号の2種類があり、ともに技能試験に合格する必要があるが、2号は当初、対象分野が限定されていたことに加え、高度な技能を要求されるため資格取得の難易度が非常に高く、広島県では2024年6月末時点で15人、0.2%にとどまっている。
- 政府は2024年度から5年間の受入枠を82万人へと前5年間（34.5万人）の2倍以上に拡大し、対象産業分野に「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4分野を追加した。なお、上限枠が10万人を超えるのは、工業製品製造、飲食料品製造、介護の3分野である。

特定技能制度の概要

	特定技能1号	特定技能2号
定義	相当程度の知識または経験を必要とする技能を持つ人材	熟練した技能を持つ人材
在留期間	最長5年	上限なし
技能水準	試験等で確認	高度な試験等で確認
日本語能力水準	試験等で確認	なし
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能
対象となる産業分野	16分野（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業）	11分野（左記から介護、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業を除く）
支援機関	受入企業または登録支援機関による支援の対象	支援の対象外
外国人と受入企業のマッチング	企業が直接採用、または国内外の斡旋機関を通じて採用	
受入企業の人数枠	なし（ただし、介護、建設は常勤職員と同数まで）	
転職	同一の業務区分内などにおいて転職可能	

（資料）出入国在留管理庁資料より当部作成

特定技能1号・2号 在留者数

	特定技能1号		特定技能2号		合計
		構成比		構成比	
全国	251,594	99.9	153	0.1	251,747
広島県	8,674	99.8	15	0.2	8,689

（注）在留資格「特定技能」を持つ人数のため、P.3の事業所に雇用されている労働者数とは定義が異なる
（資料）出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（令和6年6月末現在）」より当部作成

2023年に造船・舶用工業分野で全国初の2号を取得（尾道市）

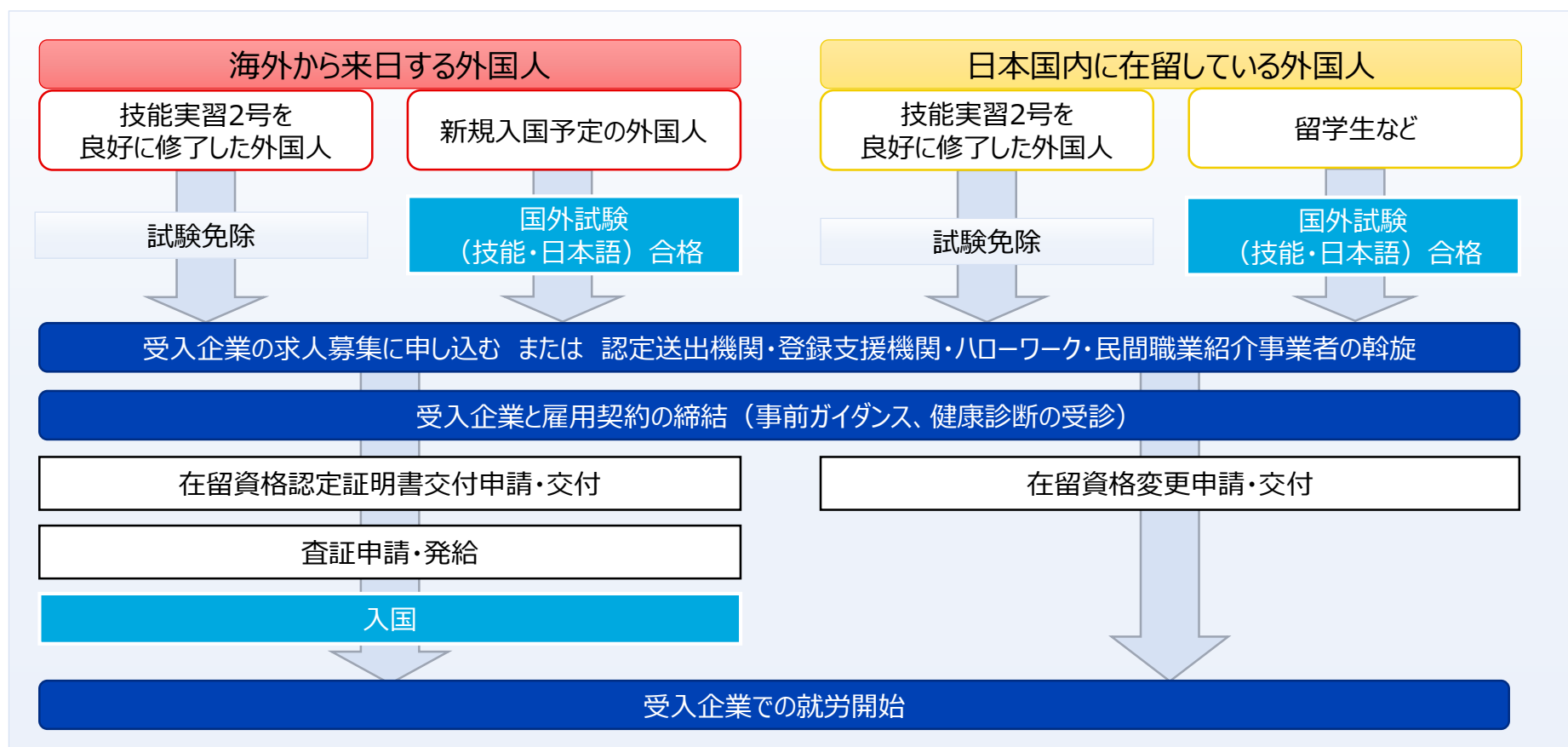
産業分野別の受入上限枠

分野	上限枠	分野	上限枠
工業製品製造	17.3万人	自動車運送	2.5万人
飲食料品製造	13.9万人	宿泊	2.3万人
介護	13.5万人	漁業	1.7万人
建設	8.0万人	自動車整備	1.0万人
農業	7.8万人	木材産業	0.5万人
外食	5.3万人	航空	0.4万人
ビルクリーニング	3.7万人	鉄道	0.4万人
造船・舶用	3.6万人	林業	0.1万人

（資料）出入国在留管理庁資料より当部作成

- 資格取得については、「技能実習2号修了者」は試験免除であるが、それ以外は技能試験および日本語能力試験に合格する必要がある。その上で、企業の求人募集に直接申し込む、あるいは母国の認定送出機関や日本の登録支援機関、ハローワークや民間の職業紹介事業者等を通じて応募する。
- 企業においては、自社の技能実習生を特定技能へ移行することにより、コストや手間をかけずに優秀な人材を確保できるが、特定技能移行時に他の企業に転職する割合は高いと言われている。

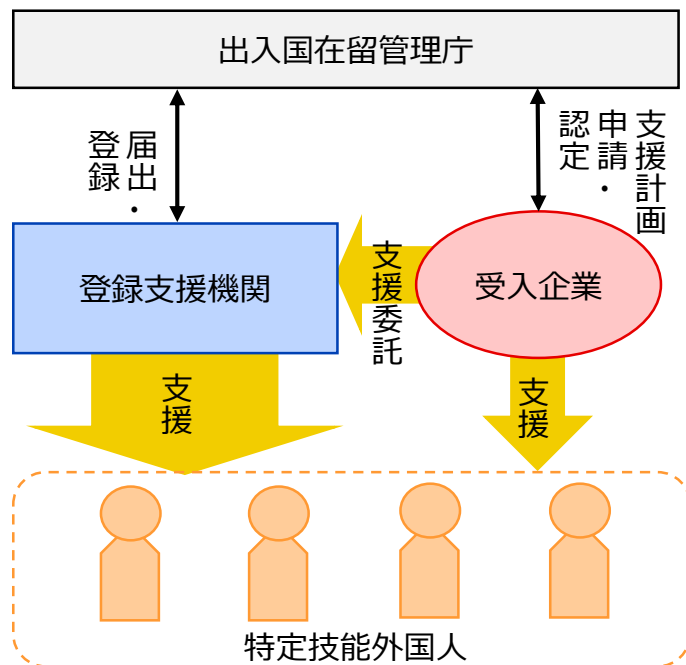
特定技能外国人の就労開始までの流れ



(資料) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」等より当部作成

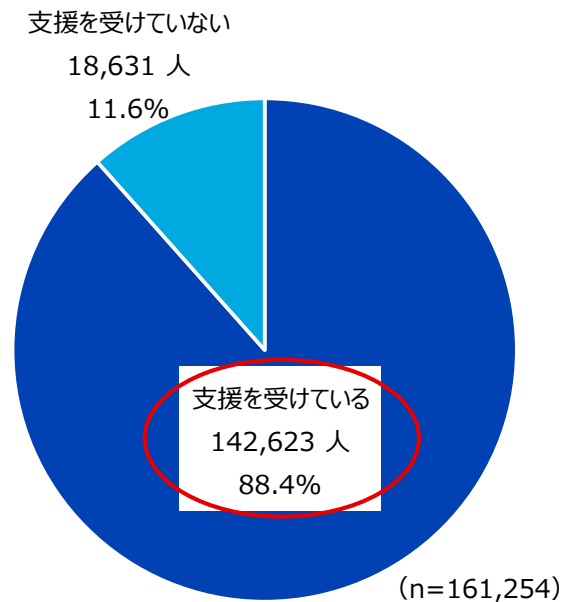
- 特定技能制度では、技能実習制度の監理体制ほど厳格ではないものの、特定技能「1号」を支援する仕組みがある（「2号」は支援対象外）。
- 受入企業は雇用契約を結んだ後、「1号特定技能外国人支援計画」を作成し、在留資格申請と併せて、出入国在留管理庁に提出する必要がある。そして、支援計画に基づいて、職業生活や日常生活、社会生活上の支援を行う必要があるが、その一部または全部を登録支援機関に委託することも可能である。
- 因みに、出入国在留管理庁によれば、特定技能外国人のうち登録支援機関の支援を受けている特定技能外国人数は88.4%で、大半の企業が支援を登録支援機関に委託している。

特定技能1号を支援する仕組み



(資料) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」等より当部作成

登録支援機関の支援を受けている 特定技能外国人数（全国）



(注) 2023年4月末時点

(資料) 出入国在留管理庁「技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議資料」より当部作成

- 登録支援機関とは、受入企業からの支援委託（契約）を受けて、支援計画に基づいて支援の実施を行う個人事業主または法人のことである。
- 「1号特定技能外国人支援計画」には、必ず盛り込まなければならない義務的支援10項目が定められており、事前ガイダンスや出入国する際の送迎から、定期的な面談・行政機関への通報に至るまで幅広い内容となっている。なかでも、日本語学習機会の提供や日本人との交流促進、定期的な面談などの“アフターケア”は、外国人労働者の定着を図るために欠かせない支援である。
- こうしたことから、登録支援機関の果たす役割は極めて重要で、義務ではないものの支援を委託する企業は多い。なお、技能実習制度における監理団体同様、登録支援機関によって支援の体制や内容は異なっており、自社に適した質の高い機関を見極めることが重要である。

登録支援機関の概要

定義	受入企業からの支援委託契約を受けて 支援計画に基づく支援の実施を行う 個人事業主または法人
登録機関の種類	株式会社、合同会社、中小企業事業協同組合、行政書士（個人）、一般社団法人、行政書士法人
登録方法	受入企業と業務委託のための契約を結び、出入国在留管理庁長官の登録を受ける（5年更新）
登録を受けるための基準	1. 機関自体が適切であること 例：5年以内に出入国・労働法令違反がない 2. 外国人を支援する体制があること 例： 外国人が理解できる言語 で支援できる（支援を外部に委託することは禁止）
登録支援機関の義務	1. 外国人への支援を適切に実施すること 2. 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと
職業紹介事業	特定技能外国人の職業紹介を行う場合、別途職業紹介の許可を取得必要がある

（資料）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」等より当部作成

義務的支援10項目

	支援項目
①	事前ガイダンス
②	出入国する際の送迎
③	住居確保・生活に必要な契約支援
④	生活オリエンテーション
⑤	公的手続等への同行
⑥	日本語学習 の機会の提供
⑦	相談・苦情 への対応
⑧	日本人との交流 促進
⑨	転職支援 （人員整理等の場合）
⑩	定期的な面談 ・行政機関への通報

アフターケアが
外国人労働者の
定着に
欠かせない支援

（資料）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」より当部作成

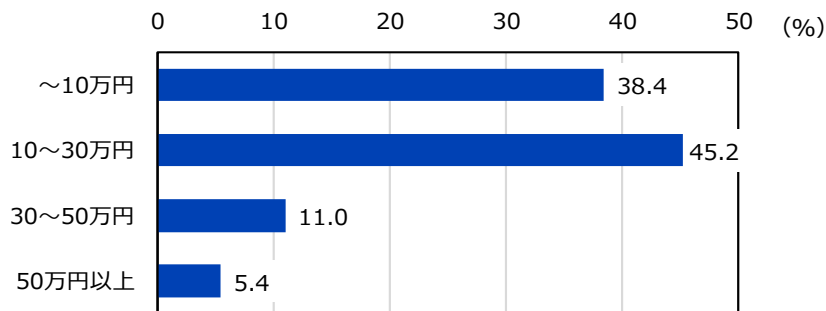
- 因みに、出入国在留管理庁のサイトに最新の「登録支援機関登録簿」が掲載され、団体名や住所、対応可能言語などの情報が提供されている。ただし、監理団体のケースと同様、支援体制や過去の実績などの情報は含まれておらず、適切な機関を探し難い点が受入れのハードルの一つとなっている。
- 参考までに、出入国在留管理庁等の調査によれば、特定技能外国人の1人当たりの人材紹介費用では「10～30万円」（45.2%）が、月額支援委託料では「2～3万円」（46.5%）が最も多い。

登録支援機関を選ぶ際の確認ポイント

	確認するポイント	内容
①	適切な支援体制	・外国人労働者に対する支援メニュー ・支援拠点が近くにあるか ・母国語の通訳の存在 ・自社の業界に精通した人材の存在 ・外国人数に対するスタッフ人数は適切か ・制度の法的知識はあるか（行政書士等との連携） ・運営母体は何か ・協議会への加入状況 ・支援委託料は適切か
②	過去の実績	・職種別の仲介実績 ・国籍別の仲介実績 ・支援の実績（現地訪問等） ・日本語検定試験等の合格率
③	外国人労働者の紹介	・職業紹介事業の許可を取得しているか ・送出国での人材紹介ネットワーク ・送出機関との関係 ・紹介料は適切か

（資料）各種資料より当部作成

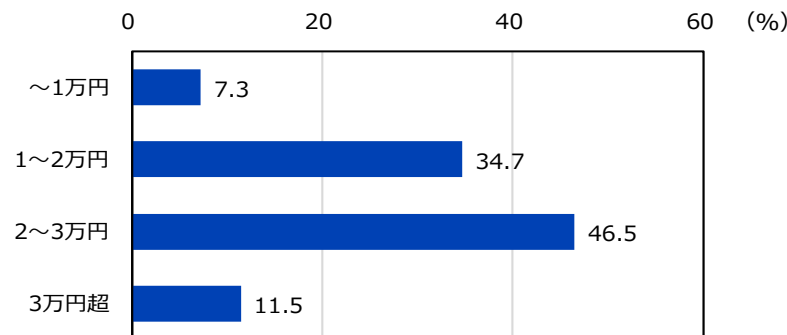
人材紹介費用（1人当たり）



（注）ハローワーク、民間職業紹介事業者、監理団体、登録支援機関を利用して有料だった場合の費用

（資料）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査（令和4年7月）」より当部作成

月額支援委託料（1人当たり）

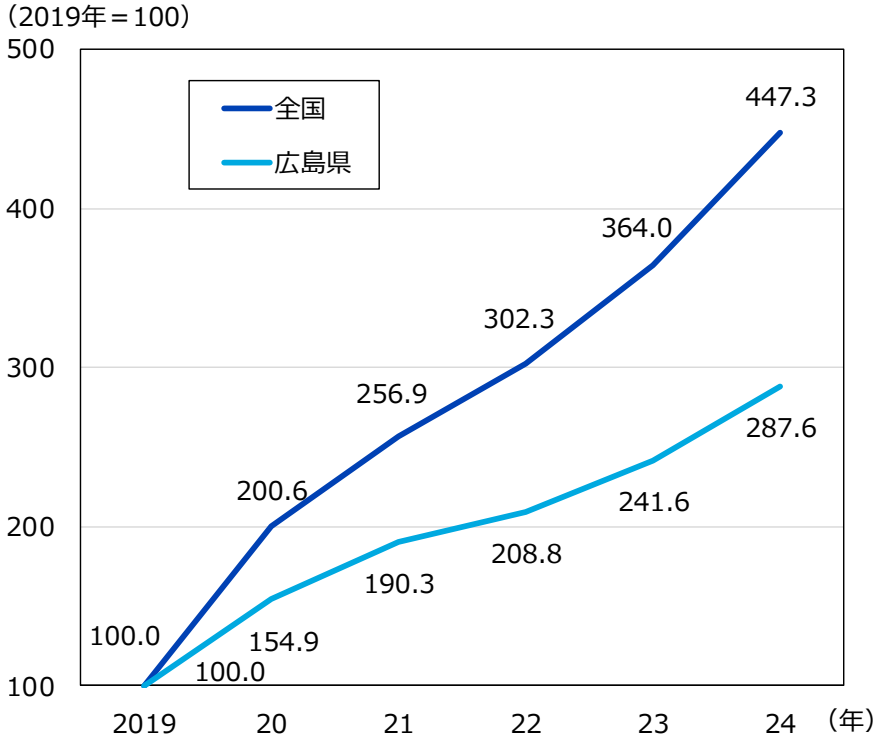


（注）2022年9月末の申請時点の有償で委託されたものを集計

（資料）法務省「特定技能制度の現状について」より当部作成

- 特定技能制度の創設以降、登録支援機関数は年々増加しており、2024年には全国で10,896カ所（前年比+22.9%）、広島県では325カ所（同+19.0%）に達している。
- 人手不足が一段と深刻化する中で外国人雇用のニーズの高まりと政府の受入れ枠拡大がその背景にあり、登録支援機関1事務所当たり、20数人の1号特定技能外国人を支援している。

登録支援機関数の推移



(注) 登録簿で支援事務所の所在地と業務開始年を基に集計
(資料) 出入国在留管理庁「登録支援機関登録簿（2025年2月21日時点）」より当部作成

登録支援機関の状況（2024年）

項目	単位	全国	広島県
登録支援機関事務所数	カ所	10,896	325
前年比	%	+22.9	+19.0
1号特定技能在留者数	人	251,594	8,674
1事務所当たり1号特定技能在留者数	人/カ所	23.1	26.7

(注1) 登録簿で支援事務所の所在地と業務開始年を基に集計
(注2) 在留資格「特定技能1号」を持つ人数のため、P.3の事業所に雇用されている労働者数とは定義が異なる
(資料) 出入国在留管理庁「登録支援機関登録簿（2025年2月21日時点）」、「特定技能在留外国人数（令和6年6月末現在）」より当部作成

- 政府は、悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止等を目的に、特定技能においてもMOCの締結を進めている。締結相手国は現在17カ国で、「特定技能外国人の円滑かつ適正な送り出しと受入れ確保等のために有益な情報を共有し、問題是正に取り組む」こととしている。
- 各国でMOCの内容は異なっており、例えば、認定送出国機関についてはベトナムなど一部の国では利用を求めるものの、インドネシアなど多くの国では任意としている。なお、特定技能の求職において仲介者（国内外を問わない）を利用した人のうち、海外の送出国機関を利用した人は18.0%となっている。

特定技能のMOC締結国と認定送出国機関登録数

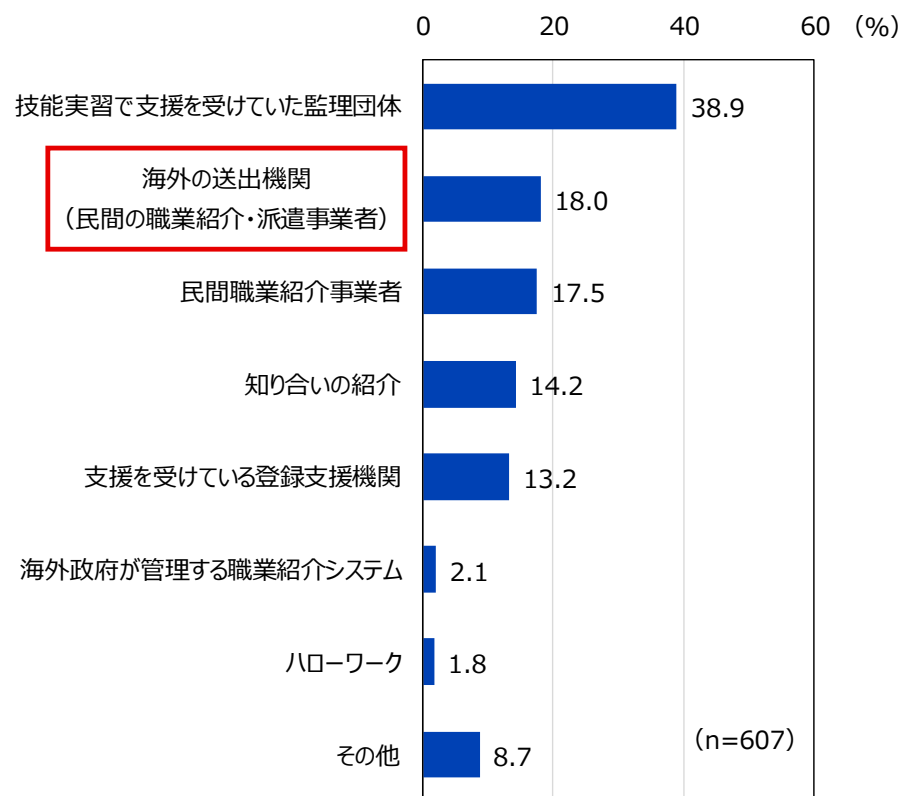
No.	国名	MOC 締結年	認定 送出国機関 登録数	No.	国名	MOC 締結年	認定 送出国機関 登録数
1	フィリピン	2019	266	10	ウズベキスタン	2020	-
2	カンボジア	2019	103	11	パキスタン	2020	-
3	ネパール	2019	-	12	タイ	2020	152
4	ミャンマー	2019	382	13	インド	2021	-
5	モンゴル	2019	1	14	マレーシア	2022	-
6	スリランカ	2020	-	15	ラオス	2022	26
7	インドネシア	2020	433	16	キルギス	2024	7
8	ベトナム	2020	419	17	タジキスタン	2024	-
9	バングラデシュ	2020	-				

(注1) 締結順に掲載

(注2) 黄色は認定送出国機関登録数の上位5カ国、「-」は確認中または掲載なし、登録数はラオスが2023年、モンゴル・ベトナムが2025年、その他の国は2024年

(資料) 法務省ウェブサイトより当部作成

特定技能の求職における仲介機関の利用状況

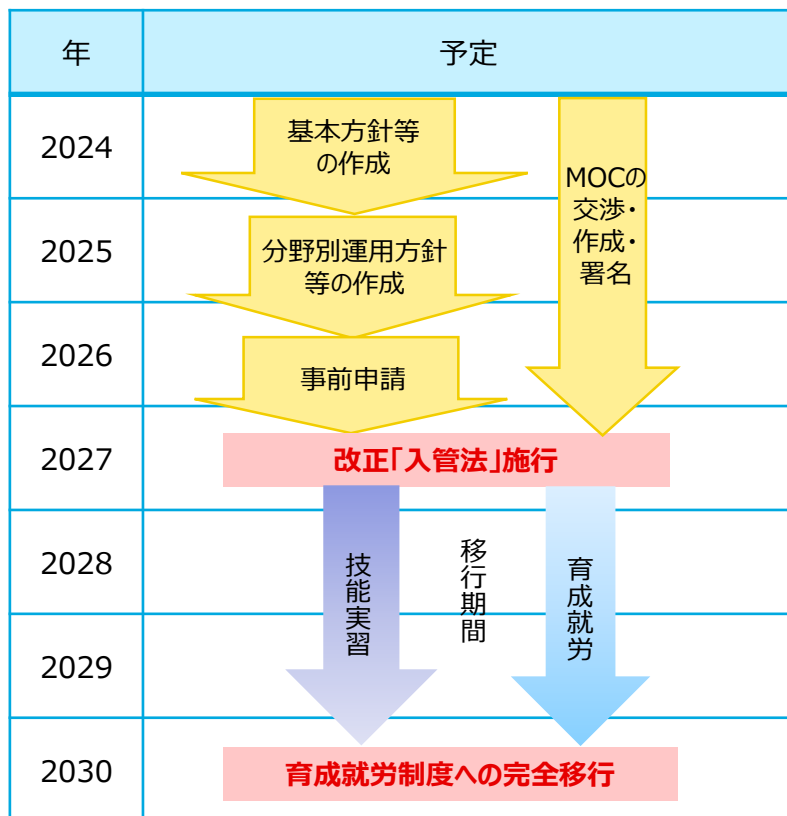


(注) 対象は、求職において仲介者を利用した外国人（複数回答）

(資料) 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査（令和4年7月）」より当部作成

- 2024年6月、技能実習制度に代わる新たな外国人労働者受入制度「育成就労制度」の創設を盛り込んだ改正「入管法」が可決・成立した。新制度は2027年までに施行され、2027年からの3年間は移行期間として技能実習制度と併存した後、2030年に完全に移行する計画である。
- 現在、関係省庁で詳細な運用ルールの検討等が進められているが、本制度は「人材確保と人材育成」を主眼に置き、今回の制度見直しにあたっては、①外国人の人権保護、②外国人のキャリアアップ、③安全安心・共生社会の3つの視点が示されている。

「育成就労制度」のスケジュール（予定）



（資料）出入国在留管理庁資料より当部作成

制度見直しにおける3つの視点

視点	内容
①外国人の人権保護	外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること
②外国人のキャリアアップ	外国人がキャリアアップしつつ活躍できるわかりやすい仕組みをつくること
③安全安心・共生社会	全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

（資料）出入国在留管理庁資料より当部作成

- 技能実習制度については、制度目的（国際貢献）と運用実態（労働力の確保）の乖離は勿論のこと、かねてより、監理・支援体制、実習生の日本語能力、実習生の人権保護といった課題が指摘されてきた。とりわけ、実習生の失踪は2023年には全国では建設関係を中心に9,753件、広島県でも397件と、ともに過去最高に達しており、人権保護は大きな社会課題となっている。
- また、前述の通り、ベトナムなどでは実習生が高額な費用を借り入れて送出機関に支払う仕組みも重要な問題として指摘されており、外国人労働者の募集・送り出しから受入れ、在留期間中に至る中長期かつトータルな目線での制度見直しが必要となっている。

政府が指摘する技能実習制度の課題

- ①制度目的と運用実態（国内での人材確保や人材育成）の乖離
- ②技能実習生の立場に立った転籍の在り方
- ③監理団体による監理等の体制や技能実習機構の相談・支援体制の充実
- ④技能実習生の日本語能力不足

（資料）出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」より当部作成

技能実習生の失踪件数の推移と職種別件数（2023年）

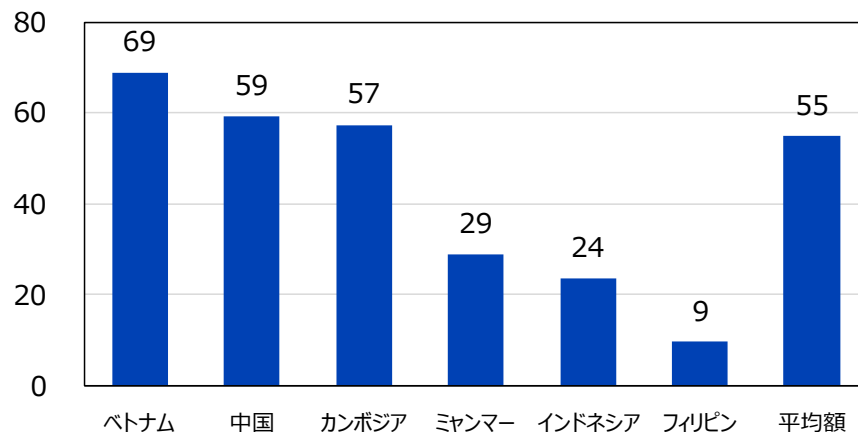
	(件、%)		(件、%)	
	全国		広島県	
	件数	前年比	件数	前年比
2019	8,796	-	313	-
20	5,885	▲ 33.1	198	▲ 36.7
21	7,167	+21.8	234	+18.2
22	9,006	+25.7	316	+35.0
23	9,753	+8.3	397	+25.6

	件数	構成比
建設	4,593	47.1
農業	834	8.6
食品製造	831	8.5
機械・金属	767	7.9
繊維・衣服	462	4.7
その他	2,266	23.2

（注）職種別件数は全国

（資料）出入国在留管理庁「技能実習の失踪者の状況」より当部作成

(万円) 技能実習生の送出機関等への平均支払費用



（資料）出入国在留管理庁「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」（2021年12月～2022年4月）より当部作成

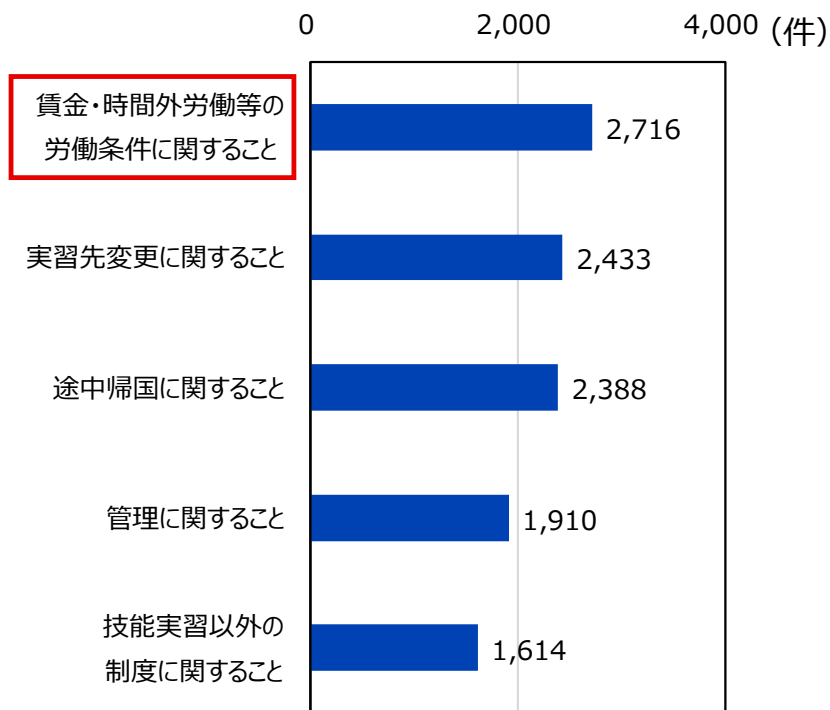
【参考】職種別の主な失踪防止対策

職種	主な失踪防止対策
建設関係	・月給制導入による安定的な賃金の支払い ・建設キャリアアップシステムの登録義務化
農業関係	・働きやすい労働環境整備 ・相談窓口の設置

（資料）出入国在留管理庁「技能実習の失踪者の状況」より当部作成

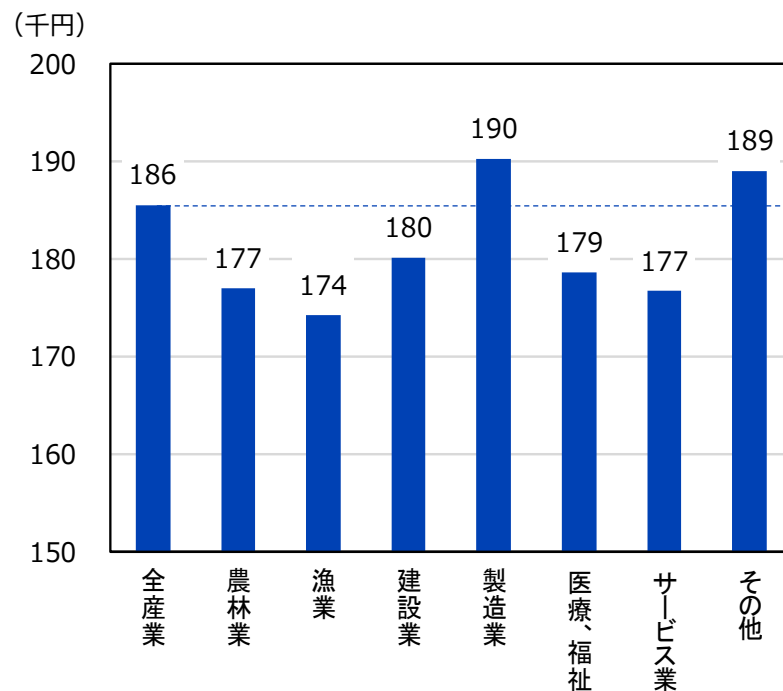
- 因みに、外国人技能実習機構によれば、技能実習生の相談件数は「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が最も多くなっている。
- 技能実習生には「最低賃金法」が適用され、技能実習1号の賃金は一般に「最低賃金」が目安とされているが、「労働条件」に続く相談件数の上位が「実習先変更に関すること」、「途中帰国に関すること」と続いていることを勘案すれば、労働に見合った適正な対価が支払われず、労働環境の整備・改善も図られていないケースが多いものと推察される。
- なお、特定技能制度では、受入企業の満たすべき基準の一つに、「特定技能外国人の報酬額を日本人と同等程度以上」とすることが挙げられている。

技能実習生の相談件数



(注) 技能実習生の「母国語での相談窓口」への相談
 (資料) 認可法人外国人技能実習機構「令和5年度外国人技能実習機構業務統計」より当部作成

【参考】業種別の技能実習生1号の賃金 (全国)



(注) きまって支給する現金給与額
 (資料) 認定法人外国人技能実習機構「令和4年度における技能実習の状況」より当部作成

- こうした技能実習制度の課題を踏まえ、育成就労制度では、①技能実習制度で原則禁止とされていた「転籍」が可能となるほか、②業所管省庁が作成するキャリア形成プランによるキャリアパスの明確化、③監理・支援要件や支援機関の許可基準の厳格化などが新たに盛り込まれるとされている。
- このため、受入企業は、中長期目線で外国人労働者を受け入れ、自社で計画的に育成することが可能となる一方、労働条件や労働環境、支援状況如何では、容易に他社との人材獲得競争に晒され、人材流出に繋がるリスクは高いものと考えられる。

技能実習制度と育成就労制度の比較

	技能実習制度	育成就労制度
目的	人材育成を通じた国際貢献	人材確保と人材育成
在留期間	1年、3年、5年	原則3年
職種・産業分野	特定技能制度と不一致	特定技能制度と一致
産業分野別の人数枠	なし	あり
受入企業の人数枠	あり	あり
転籍	転籍は原則不可	条件を満たせば可能
監督機関	外国人技能実習機構	外国人育成就労機構（監督・支援機能を強化）
監理・支援体制	監理団体や登録支援機関の監理・支援が不十分	要件の厳格化により、不適切な団体は排除
監理する団体	監理団体	監理支援機関（許可基準の厳格化）
計画の認定制度	技能実習計画	育成就労計画（3年後に特定技能水準へ）
送出機関	手数料50～100万円の悪質な事業者の存在	送出機関への手数料は月給2ヵ月を上限
MOC締結状況	未締結国からも受入可	原則、締結国からのみ受入（中国は未締結）
キャリアパス	実習修了後は帰国を想定	業所管省庁がキャリア形成プランを策定
日本語能力	教育水準の定めなし	一定水準の能力確保・段階的な能力向上

（資料）出入国在留管理庁資料等より当部作成

- 前述の通り、日本の外国人労働者は増加基調を辿っているが、日本同様に労働力不足が深刻化する韓国、台湾などでは外国人労働力の獲得のための政策を強化しており、日本の競争優位性が低下していく懸念がある。
- 例えば、技能実習・特定技能の割合が最も多いベトナムは海外就労先の大半を日本、韓国、台湾の3カ国で占めるが、2022年には日本に代わって台湾が最大の送出国となっている。また、低・中熟練の外国人労働者の平均月給をこの3カ国で比較すると、韓国が最も高くなっている。
- すなわち、アジアにおける就労地としての日本の魅力が失われつつある可能性があり、今後の外国人材の雇用においては、そうしたグローバルな視点をもって受入れを進めることの重要性がより高まるものと考えられる。

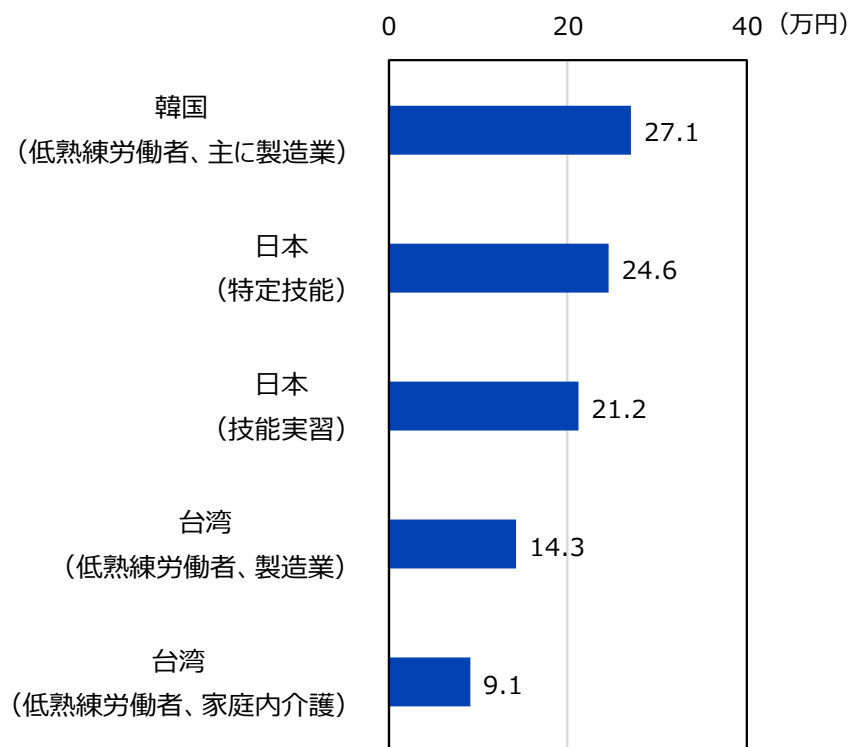
ベトナム・インドネシア・中国の海外就労状況

(%)

国名	年	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	2018	日本	台湾	韓国	—	—
		48.1	42.3	4.5		
	2022	台湾	日本	韓国	—	—
		41.5	39.3	6.6		
インドネシア	2018	マレーシア	香港	台湾	シンガポール	韓国
		31.9	26.0	25.5	6.4	2.4
	2022	香港	台湾	マレーシア	韓国	日本
		29.9	26.6	21.5	5.8	2.9
中国	2018	マカオ	日本	香港	シンガポール	アルジェリア
		14.9	8.0	7.2	6.4	4.6
	2021	マカオ	香港	シンガポール	インドネシア	パキスタン
		17.6	15.2	9.0	4.8	3.7

(資料) 厚生労働省資料より当部作成

低・中熟練労働者の平均月給比較 (2022年)



(資料) 厚生労働省資料より当部作成

- 政府は特定技能制度の課題として、①外国人が成長しつつ中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築、②労働者支援の脆弱性ととも、③大都市集中を挙げている。
- 特定技能については転職が可能であることから、2022年に技能実習から特定技能1号に移行した95千人のうち約4割の37千人に都道府県をまたぐ住居地の異動があり、地方から首都圏や関西圏への流出が顕著となっている。
- 政府は特定地域への過度な集中を抑制するため必要な措置の検討を行っているとしているが、育成就労制度においても転籍は可能としており、地域の企業にとって、国際的な競争に加えて大都市圏との競争がこれまで以上に厳しくなると予想される。

政府が指摘する特定技能制度の課題

- ①外国人が成長しつつ中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築
- ②労働者支援の脆弱性
- ③**大都市集中**

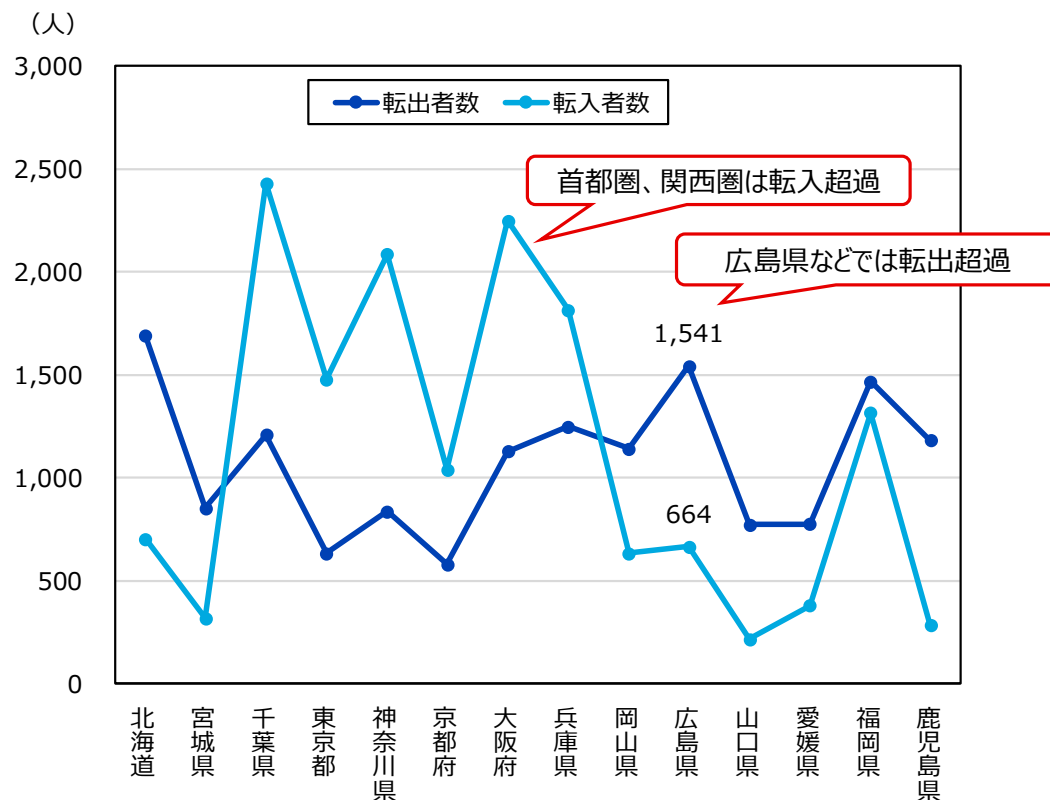
（資料）出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」より当部作成

特定技能1号移行時の住居地の異動 (2022年)

	人数	割合
特定技能1号外国人	130,915	-
技能実習移行者	95,302	72.8
住居地の異動	37,173	39.0

（資料）出入国在留管理庁資料より当部作成

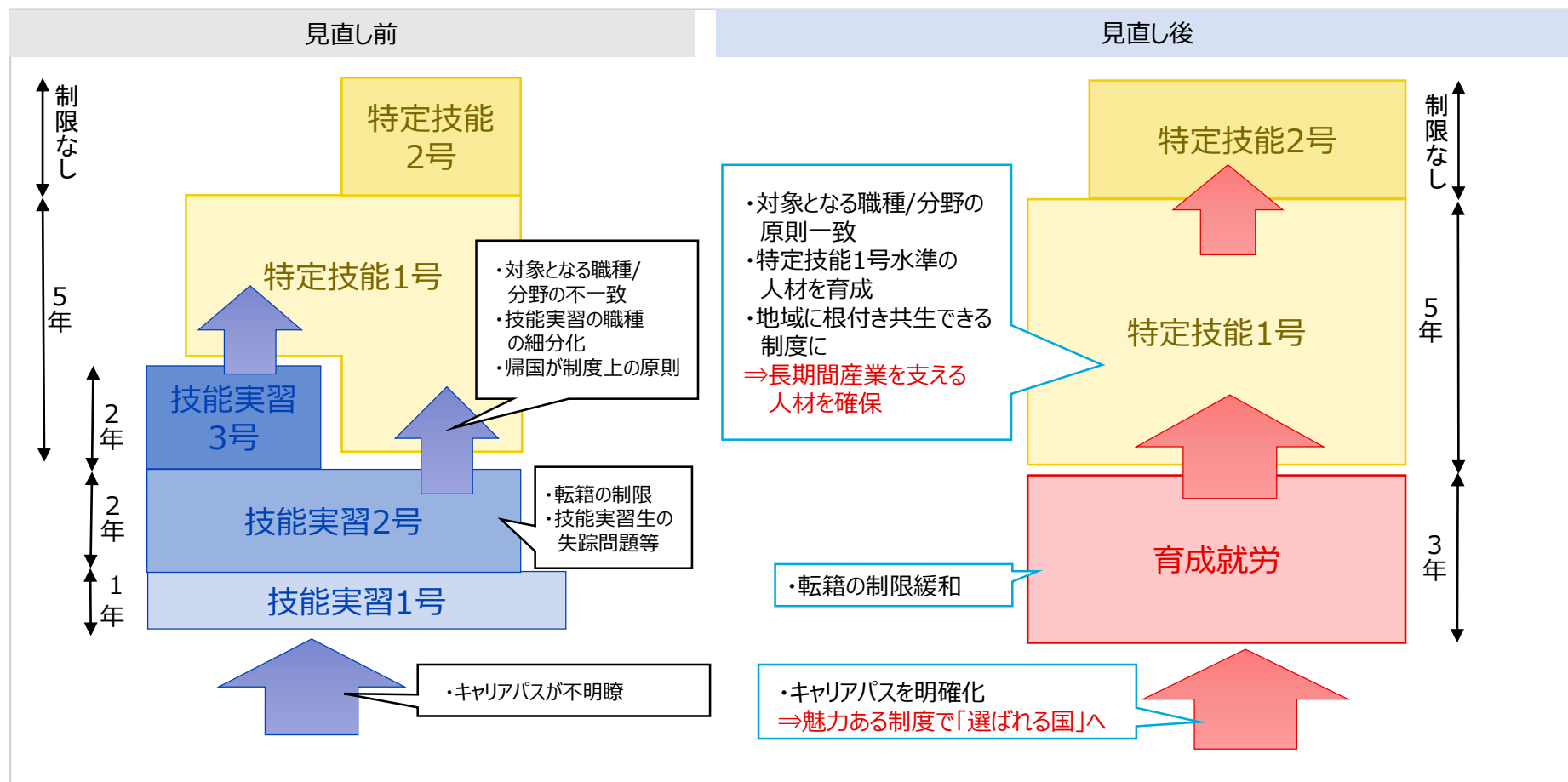
特定技能1号移行時の転出入状況（2022年）



（資料）出入国在留管理庁資料より当部作成

- 国際的な人材獲得競争の中で日本が選ばれる国となり、大都市圏との競争の中で自社が選ばれ、中長期的に働き手として活躍してもらうためには、労働条件や就労環境の改善はもとより、外国人労働者のキャリアパスを明確化し、それに基づき計画的に育成していくことが極めて重要となる。
- 育成就労の導入により、両制度の対象職種と分野を一致させる方向で調整が進んでいることも、特定技能への移行の道筋をより明確化することに繋がるとみられ、キャリアパスの明示と実践は、外国人労働者の働く国、働く企業の選択にとって、大きな判断要素の一つになると考えられる。

制度見直しによるキャリアパスのイメージ図



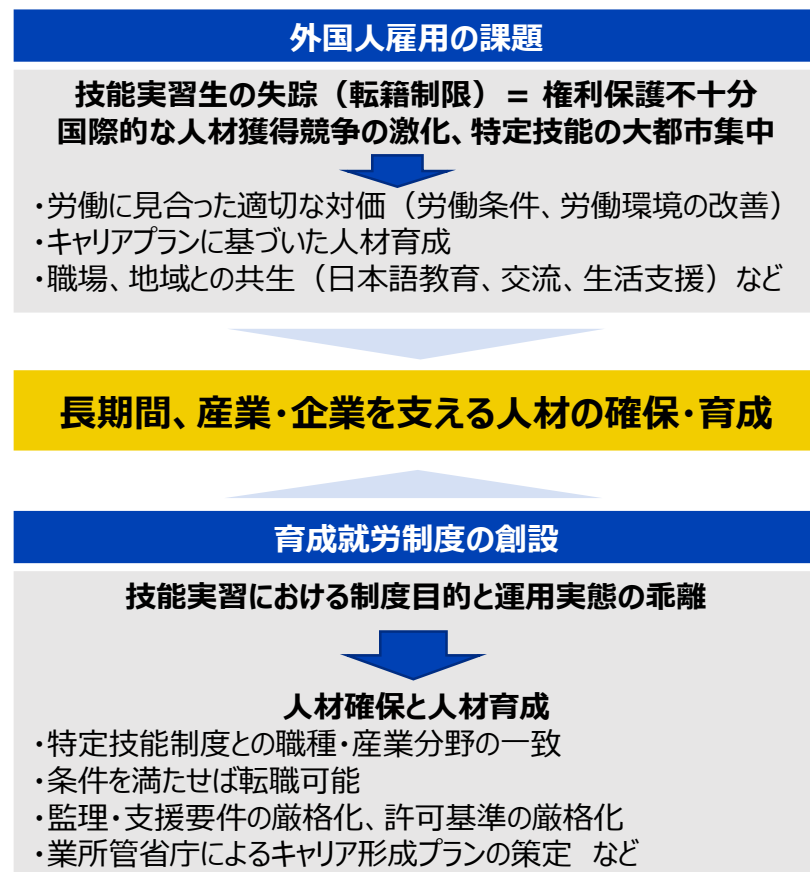
(資料) 出入国在留管理庁資料より当部作成

- 本稿では、わが国の産業を支える外国人雇用制度を概観し、それを取り巻く課題等について整理した。労働条件・労働環境と人権問題、人材育成とキャリアパス、さらには、日本語教育や交流、生活支援などを含めた地域社会における共生など、そのいずれもが今後、改善すべき重要な課題である。
- そうした中で、育成就労制度から特定技能制度へと中長期的なキャリア形成の道筋が示されることは、企業・労働者双方にとって極めて有益であり、課題解決の観点からも有効であると期待される。ただし、こうした外国人雇用の流れは、地方と大都市をはじめ、企業間の人材獲得競争を一段と激化させる可能性がある点についても留意しておく必要がある。

(ひろぎんホールディングス経済産業調査部 松本 智子)

本稿のポイント

広島県の概況と技能実習・特定技能制度の概要		
広島県	概況	・技能実習生は増加基調を辿り、2024年は19千人で過去最高（ベトナム、インドネシア、フィリピンの3か国で約8割） ・特定技能外国人は2024年は7千人に増加（船舶・舶用工業が3分の1を占めて突出、飲食料品製造業、工業製品製造業、介護が続く）
	概要	・転職不可、多くの企業は3年計画で受入れ ・技能実習2号から特定技能1号への移行が可能（ただし、対象職種は限定、特定技能の産業分野とは不一致） ・実習生を仲介し実習を監理する「監理団体」の役割は重要
技能実習制度	課題等	・制度は複雑、手続きは煩雑、契約～実習開始に少なくとも6か月 ・監理団体によりサポート体制や内容、費用負担は異なる ・監理団体にかかる情報が不足
	概要	・対象産業分野が限定→対象分野、受入上限枠を拡大 ・技能実習2号からの移行が可能、他企業への転職割合は高い ・人材紹介と支援を委託する「登録支援機関」の役割は重要
特定技能制度	課題等	・制度は複雑で、手続きが煩雑 ・登録支援機関によりサポート体制や内容等は異なる ・登録支援機関にかかる情報が不足、支援体制の脆弱な機関も
	概要	



未来を、ひろげる。

